

# 地区計画の区域内における行為の届出について

## 届出の必要な行為

土地の区画形質の変更（道路・宅地の造成など）

建築物の建築（新築・増改築など）

工作物の建設（広告塔の設置・簡易な立体駐車場・鉄道の囲いなど）

建築物等の用途の変更

建築物等の形態又は意匠の変更

地区整備計画の区域内において、上記～の行為を行うときは、建築確認申請前で、工事着手の30日前までに区長に届出を行ってください。

## 届出書類

地区計画の届出書のほか、行為に応じて下表の図書を添付していただき、正副2部でご提出ください。

行為の種別		図面	縮尺	備考
ア	イ～オに共通	案内図	適宜	方位、道路及び目標となる地物等を表示
イ	土地の区画形質の変更	区域図	1/1,000以上	当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及びその周辺の公共施設の状況等を表示
		設計図	1/100以上	
ウ	建築物の建築 工作物の建設	配置図	1/100以上	敷地内における建築物等の位置を表示
		立面図	1/50以上	屋根及び外壁の材質、色彩等を表示 二面以上
		平面図	1/50以上	各階の物（工作物の場合は不要）
エ	建築物等の意匠の変更	配置図	1/100以上	ウに同じ
		立面図	1/50以上	屋根及び外壁の材質、色彩等を表示 二面以上
オ	門若しくは塀垣若しくは柵の設置	配置図	1/100以上	敷地内における門、垣等の位置、材質等を表示
		立面図	1/50以上	
カ	その他必要と認める書類			

届出の内容に変更があるときは、変更届出書に変更内容に関する図書を添付して提出して下さい。

書類の記載内容を訂正印で修正する場合は、委任状（事業者と受託者の押印）を添付してください。

## 届出の時期

(1) 建築確認申請を必要としない行為の場合

工事着手の30日前までに届出をしてください。

(2) 建築確認申請を必要とする行為の場合

建築確認申請前で、工事着手の30日前までに届出をしてください。

なお、開発指導要綱の適用対象となる計画については、開発協議申請とほぼ同時期に届出をしてください。

(3) 届出の内容に変更があるとき

上記(1)(2)に準じて変更届を、変更に係る行為に着手する日の30日前までに提出してください。